

国民体育大会スポーツクライミング競技競技運営員規定細則

第1条 国民体育大会スポーツクライミング競技競技運営員規定（以下「規定」という。）第2条に定める競技運営員の研修項目は、次によるものとする。

- (1) 国民体育大会（以下「国体」と略称する。）スポーツクライミング競技開催基準要項及び同細則
- (2) 国体スポーツクライミング競技全種目についての共通規定
- (3) 公認スポーツクライミング競技審判員規程等国体スポーツクライミング競技審判にかかる諸規定
- (4) その他スポーツクライミング競技の運営に必要な事項

第2条 規定第2条に定める研修会の参加者負担金は、その都度定める。

第3条 規定第2条に定める研修を受講した者は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会会長名の「国民体育大会スポーツクライミング競技運営員研修会受講証」を交付する。

付 則

- 1 本細則の改廃は、国体委員会の議を経て常務理事会で行う。
- 2 山岳競技審判員規程に関する内規の全部を改め、この細則を制定する。
- 3 本細則の施行前に取得した旧細則の審判員資格については、改定後の競技運営員と読み替えて適用し、更新時から順次移行する。
- 4 本細則は、平成20年4月1日から施行する。
平成22年5月16日 改正
平成23年5月 6日 改正
平成25年5月11日 改正
平成26年5月25日 改正
平成29年5月13日 改正
平成31年4月11日 改正